

厚生労働大臣が定める特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具の種目

令和4年4月1日更新

	福祉用具名	内容
1	腰掛便座	<p>次のいずれかに該当するものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。) 2 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 3 電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの 4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有するものを含み、居室において利用可能であるものに限る。)
2	自動排泄処理装置の交換可能部品	<p>自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの(専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除く。)</p>
3	入浴補助用具	<p>座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入浴用椅子 座面の高さが概ね35センチメートル以上のものまたはリクライニング機能を有するものに限る。 2 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。 3 浴槽内椅子 浴槽内において利用することができるものに限る。 4 入浴台 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。 5 浴室内すのこ 浴室内において浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。 6 浴槽内すのこ 浴槽の中において浴槽の底面の高さを補うものに限る。 7 入浴用補助ベルト 居宅要介護者等の身体に直接巻きつけて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。
4	簡易浴槽	<p>空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水または排水のための工事を伴わないもの</p>
5	移動用リフトのつり具の部分	<p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること</p>
6	排泄予測支援機器	<p>膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等またはその介護を行う者に通知するもの</p>